



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年10月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願い いたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-8中「又は大腸癌」を「、大腸癌又は 非小細胞肺癌」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7 中(52)を(53)とし、(49)から(51)を 1 ず つ繰り下げ、(48)の次に次のように加える。
 - (49) インフリキシマブ定性
 - ア インフリキシマブ定性は、区分番号「DOO7」血液化学検査の「55」プロカルシトニン半定量の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者 1 人につき 3 回を限度として算定できる。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

行 改正後 別添1 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D006-8 サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出 D006-8 サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出は、視触診等による診断 サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出は、視触診等による診断 又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌、大 又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は 腸癌又は非小細胞肺癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌、大腸癌又 大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中 は非小細胞肺癌所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19)mRN のサイトケラチン19(KRT19)mRNAの検出によるリンパ節転移診 Aの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の 断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA(On 補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法 e-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一 により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。 連につき1回に限り算定する。 D 0 0 7 血液化学検査 D 0 0 7 血液化学検査 (1)~(48) (略) (1)~(48) (略) (49) インフリキシマブ定性 (新設) ア インフリキシマブ定性は、区分番号「D007」血液化学検 査の「55」プロカルシトニン半定量の所定点数に準じて算定す る。 イ 本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ 投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定 した場合に、患者1人につき3回を限度として算定できる。 (50)~(53) (略) (49)~(52) (略)